平成２１年（フ）第８３１号
大分市大字野津原2281番地　市営小屋鶴住宅Ｔ２
債務者　田端久二子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３８号
大分県別府市石垣東10丁目２番16―404号
債務者　島田　孝郁
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８号
大分市大字玉沢683番地の２　ポポラート301
債務者　飛高　純子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
岐阜県可児市今渡2467番地１　シャルマンハイム106
債務者　ナカムラジュリオ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３１９４号
愛知県東海市富木島町勘七脇24　オレンジビレッジＤ101号、住民票上の住所福島県西白河郡西郷村字屋敷裏西40番地９
債務者　佐藤　　翼
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２号
三重県亀山市天神１丁目２番８号６
債務者　西川　徳治
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５号
滋賀県彦根市鳥居本町533番地　福山通運社員寮702号室、住民票上の住所滋賀県伊香郡木之本町大字金居原1102番地
債務者　藤田　和幸
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１９号
滋賀県東近江市建部日吉町１番地　市営建部日吉団地２－３号、外国人登録原票上の居住地滋賀県東近江市建部日吉町１番地　市営建部日吉団地２－４号
債務者　室谷　よしのりことアマド　モロヤ　フランシスコ　アントニオ　ヨシノリ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１７９４号
神戸市兵庫区水木通５丁目３番19号カサパロマ603、従前の住所神戸市兵庫区中道通１丁目４番26―905号
債務者　本田　ミヱ
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５号
神戸市灘区六甲台町10番６―301号
債務者　飯田　耕三
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６号
神戸市灘区六甲台町10番６―301号、従前の住所神戸市中央区北野町４丁目９番12号
債務者　飯田　耕平
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１号
神戸市兵庫区御崎本町１丁目１番６―912号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７号
神戸市兵庫区五宮町15番22号　若葉荘201、従前の住所名古屋市中区新栄２丁目12番７号
債務者　一野　　繭
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３号
神戸市兵庫区荒田町１丁目11番10号湊川ヤングハイツ301
債務者　藤井　千春
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４号
鳥取県鳥取市桜谷192番地19
債務者　藤原　光一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
鳥取県八頭郡智頭町大字新見177番地
債務者　河村　啓江
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５号
鳥取県鳥取市賀露町北４丁目32番24号、旧住所鳥取県鳥取市正蓮寺159番地１
債務者　古谷　吉識
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　鳥取地方裁判所民事部